

一般財団法人 鶴見奨学研究助成財団
奨学生募集要項（2025年度）

1 設立趣意の概要

当財団法人の設立拠出者である株式会社鶴見製作所（東証プライム上場/6351）は、創業以来、水を通じて社会の発展に貢献することを目指して参りました。水との関わりを通じた社会環境の充実、或いは自然災害等からの復旧・復興や防災・減災分野に貢献するには、一企業の枠を越えて、これらに関連する新しく、独自の技術開発等に取り組んでいる研究者等を支援することで、「地球」そして「かかわるすべての人」という2つの軸を中心とした社会の課題を解決できるだろうと考えました。

そこで株式会社鶴見製作所は2024年に創業100周年を迎えることを機に、①実践的・創造的技術者となる人材の育成を目的とした奨学金の支給、並びに、②将来の水中ポンプのコア技術である流体力学や造形・鋳造等の科学技術分野における日本の優れた学術研究に対して研究助成金を支給することで、①若く優秀な技術者と研究者の育成と、②科学技術の振興及び発展向上を通じて、地球規模での持続可能な社会環境の創造に貢献できるように、当財団法人を2023年10月6日に設立いたしました。

当財団法人は、上記設立拠出者の設立趣意に基づき、奨学金及び研究助成事業を推進して参ります。

2 特徴

当財団での奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付型（給与）とし、返済の義務や使用目的の制限はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併用について
貸与型奨学金：併用可
返済不要の給付型奨学金：併用不可（ただし、海外留学支援の奨学金は併用可）
授業料減免制度：併用可

3 奨学生の応募資格

- (1) 実践的・創造的技術者を目指している者
- (2) 日本国内の工業系高等専門学校、大学及び大学院に在籍し修学している学生で2025年4月時点におきまして下記4.4-1に該当する学生（該当する学年のみ）を対象とします。※ 給付対象期間を通して日本国内の高等専門学校、大学及び大学院に在籍し、かつ年齢が2025年4月1日現在で28歳以下の者
- (3) 向学心に富み、学業優秀であり、かつ、品行方正であるもの

4 採用人数・奨学金給付額と給付方法

4-1. 採用人数（2025年4月時点で下記学年に該当する学生のみを対象とします）

- ① 高等専門学校（本科4年生）：3～5名程度
- ② 高等専門学校（専攻科1年生）：3～5名程度
- ③ 大学（学部生/3年生）：若干名
- ④ 大学院（修士課程1年生）：若干名
- ⑤ 大学院（博士課程1年生）：若干名

※なお上記①～⑤の採用に関して別途、補欠候補者として若干名の選定を行う場合があります。採用時に辞退などで欠員が出た場合は、欠員数に応じて奨学生に採用されます。

4-2. 奨学金給付額

区分	給付額（月額）	給付期間
①高等専門学校（本科）	20,000 円/月	4年生より2年間
②高等専門学校（専攻科）	25,000 円/月	1年生より2年間
③大学（学部生）	30,000 円/月	学部生（3年）より2年間
④大学院（修士課程）	40,000 円/月	修士課程（1年）より2年間
⑤大学院（博士課程）	50,000 円/月	博士課程（1年）より3年間

4-3. 奨学金給付方法

奨学金は原則として、下記の支払月に本人名義の預金口座へ振込を行います。

【2025年度】1年目

7月：3カ月分 / 9月：3カ月分 / 12月：3カ月分 / 3月：3カ月分

【2026年度】2年目

6月：3カ月分 / 9月：3カ月分 / 12月：3カ月分 / 3月：3カ月分

【2027年度】3年目※博士課程のみ

6月：3カ月分 / 9月：3カ月分 / 12月：3カ月分 / 3月：3カ月分

5 奨学金の休止、停止または廃止事由

(1) 休止、停止となる事由

- ① 休学、または長期に渡って欠席したとき。
- ② 休学して留学したとき。

※休学を伴わない海外留学は、奨学金の休止理由にはなりません。

※休学中は、奨学金の支給を休止しますが、復学後の奨学金の支給については、学校や本人との話し合い後に判断致します。

廃止となる事由

- ① 在籍する学校を退学または停学となったとき。
- ② 他校への転出や他の学部・学科に編入することが決まったとき。
- ③ 学業成績が不良となり、最短修業年数での卒業が見込めなくなったとき。
- ④ 傷病などのため成業の見込みがなくなったとき
- ⑤ 他の奨学金（併用不可のもの）との併用があったとき
- ⑥ 当財団法人の奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- ⑦ 当財団法人が指定する義務を怠ったとき。
- ⑧ 当財団法人の奨学生として適当でない理由が生じたとき。

6 手続き

(1) 提出書類

- ① 奨学生申込書（本財団指定用紙を使用し、保証人を記入。保証人は原則として保護者とすること）※下記（2）提出方法を参照の事。
- ② 推薦書（在学学校長または学部長、教授、キャリアセンター長などの責任者が発行するもの）
- ③ 成績証明書（前年度までの全期間の成績証明書とし、高専（専攻科）生は本科生の時期を含む全期間、大学院生は学部生の時期を含む全期間とします）
※（他校から転入されている場合は、以前の学校分も含む）
※開封厳禁となっている場合は別途郵送で送付願います。
- ④ 在学証明書（2025年4月以降の発行分）

(2) 提出方法

まず希望者本人が当財団のホームページ上にある事前アンケートで必要事項を登録してください。事前登録完了後に上記①の奨学生申込書を個別で通知します。受領後、提出期限までに上記①②③④の書類を揃えて、当財団宛てにメールで申請して下さい。

(3) 提出期限

2025年5月7日（水）までに当財団必着

当財団メールアドレス：zaidan1@tsurumifoundation.or.jp

※成績証明書等が開封厳禁となっている場合の郵送先

（郵送する場合は事前にメールで通知してください）

〒538-8585 大阪市鶴見区鶴見 4-16-40（株）鶴見製作所内）

一般財団法人 鶴見奨学研究助成財団 事務局宛

7 奨学生の決定

- (1) 奨学生の決定は、当財団の奨学生選考委員会の選考を経て理事会が行い、その結果を事務局より直接本人に通知します。
- (2) 選考の経過および決定の理由は個人情報に該当するため公表しません。
- (3) 選考方法は、選考委員会にて総合的に判断して、選考します。
- (4) お送りいただいた書類は返却いたしません。

8 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

- (1) 財団の開催する行事に出席するとともに、当財団からレポート、制作物などの提出を求められた場合は遅滞なく提出すること。各行事に出席するための交通費、必要な場合の宿泊費は、財団より支給します。
- (2) 下記の場合、すみやかに当財団へ届け出ること
 - ① 在籍する学校を休学、復学及び退学するとき
 - ② 在籍する学校で処分を受け、停学または退学となったとき
 - ③ 学業成績が不良で最短修業年限での卒業が見込めなくなったとき
 - ④ 他校への転出や他学部・他学科に編入することが決まったとき
 - ⑤ 他の給付型奨学金を受給することが決まったとき
 - ⑥ 当財団法人の奨学金受給を辞退するとき
 - ⑦ 当財団法人に登録した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき

9 留意事項

- (1) 応募書類や年度末のレポート提出において、ChatGPT 等による作成や資料の引用は不可とします。

- (2) 個人情報の取扱いについて

応募の際に提出していただく個人情報は、奨学生の選考以外には一切使用いたしません。なお、本奨学生の事業でお預かりした個人情報については、当財団のホームページに掲載しております「プライバシーポリシー」に準じて取り扱います。

<プライバシーポリシー>

<https://www.tsurumifoundation.or.jp/privacypolicy.pdf>

10 問い合わせなど

本件に関する問い合わせは、下記までお願いいたします。

・当財団メールアドレス：zaidan1@tsurumifoundation.or.jp

なお、よくある質問につきましては、Q&A 形式にてまとめておりますのでご確認願います。

以 上